

松塩地区広域施設組合告示第2号

松塩地区広域施設組合週休2日工事実施要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

松塩地区広域施設組合

管理者 松本市長 臥雲 義尚

松塩地区広域施設組合週休2日工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日で行う工事の実施に当たり必要事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条に定める事項については、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年告示第30号）を準用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。